

議案第47号

目黒区プール経営許可等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和5年9月6日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区プール経営許可等に関する条例の一部を改正する条例
目黒区プール経営許可等に関する条例（昭和50年3月目黒区条例第28号）
の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「について」を「が当該経営を譲渡し、又は許可経営者
について」に、「又は」を「若しくは」に、「、相続人」を「、当該経営を譲
り受けた者又は相続人」に改める。

付 則

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区プール経営許可等に関する条例（以下「新
条例」という。）第3条の2の規定は、この条例の施行の日前に経営の譲渡
があった場合における当該経営を譲り受けた者については、適用しない。
- 3 区長は、当分の間、新条例第3条の2第1項の規定により許可経営者の地
位を承継した者（経営の譲渡により当該地位を承継した者に限る。）の業務
の状況について、当該地位が承継された日から起算して6月を経過するまで
の間において、少なくとも1回調査しなければならない。

（説明） 事業譲渡による許可経営者の地位の承継に関し必要な事項を定める
ため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。